



○長野県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成14年8月1日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

長野市北郷2050の6、2054の19、2054の22、2054の23、2054の25、2054の106、2054の107、2054の109、2054の111、2054の113、2054の118、2055の1、2055の3、中曽根2124の15、2124の362、2124の363

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

○長野県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年8月1日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上郷黒田3840の294、3840の358から3840の360まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第407号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を、平成14年8月5日から次のように改正する。

平成14年8月1日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

別表第2中

「	〃	宮川支店	茅野市
上田商工信用組合		本店	上田市
	〃	海野町支店	〃
	〃	川西支店	〃
	〃	小諸支店	小諸市
	〃	立科支店	北佐久郡立科町
	〃	中込支店	佐久市
	〃	屋代支店	更埴市
	〃	田中支店	小県郡東部町
	〃	臼田支店	南佐久郡臼田町
	〃	川上支店	南佐久郡川上村
	〃	長野支店	長野市
	〃	丸子支店	小県郡丸子町
	〃	塩田支店	上田市
「	〃	宮川支店	茅野市
美駒信用組合		清里支店	山梨県北巨摩郡高根町 に改める。
	〃	川上出張所	南佐久郡川上村

会 計 局

○長野県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出があった。

平成14年8月1日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

名 称	認 定 を 受 け た 者		教 育 に 使 用 す る 施 設		変 更 事 項		変 更 年 月 日
	住 所	代 表 者 の 氏 名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社辰野白 自動車学校	上伊那郡辰野町大字赤 羽250番地	松 田 忠 恒	辰野自動車学校	上伊那郡辰野町大字赤 羽250番地	松 田 忠 恒	松 田 喜 行	平成14年6月7日

免 許 課